

♪♪♪ よくあるご質問と回答(Q&A) ♪♪♪

1 補助の対象

1	学校は都内にありますが、設置者が都外に所在している場合は、補助対象となりますか。	補助対象となる専修学校が都内にあれば、設置者が都外に所在している場合でも、対象となります。
2	高等課程は対象ではないのですか。	高等課程は対象ではありません。 高等課程分と併せて事業を行う場合等は、専門課程分のみが補助対象となります。

2 補助対象経費

(1) 全般

3	国又は地方公共団体等から補助金を受けている場合も、補助対象となりますか。	同一の事業について補助を受けている場合は、補助の対象となりません。
4	消費税は補助対象経費に含まれますか。	外税・内税にかかわらず、補助対象経費に含まれます。
5	振込手数料は補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含まれません。 振込手数料が受取人払いの場合等、領収書の金額に振込手数料が含まれている場合は、振込手数料を除いた金額が補助対象経費となります。 契約・請求額100,000円 領収書の金額100,000円 うち、振込手数料440円 補助対象経費 100,000円－440円＝<u>99,560円</u>

(2) 専修学校評価促進事業

ア 自己点検・自己評価

6	自己点検・自己評価について、ISO9001(品質)及びISO14001(環境)を取得している場合は、自己点検・自己評価を行ったこととなりますか。	ISO取得だけでは補助対象となりません。ISO9001は品質マネジメントシステム、ISO14001は環境マネジメントシステムを構築するために要求される規格で自己点検・自己評価を実際に行うこととは異なるためです。
7	自己点検・自己評価について、領収書は必要ないのですか。	自己点検・自己評価は、報告書を作成するまでの個々の経費を算出するのが困難なため、定額補助(1校あたり20万円)としています。この金額にすべての経費を含んでいます。よって、成果物である報告書の提出のみを求め、領収書の提出を求めています。
8	授業評価で、教員・講師に対して学生に授業内容のアンケートを取る際、マークシート機器を利用する予定です。マークシート機器は補助対象となりますか。	学校評価促進事業の自己点検・自己評価は、定額補助です。マークシート機器導入に係る経費を、別途、申請することはできません。
9	昨年度に続き、今年度も自己点検・自己評価を行ったが、補助対象となりますか。	新たなデータに基づき、今年度中に再度、自己点検・自己評価を行い、報告書を作成すれば、補助対象となります。 当該年度に報告書を作成する経費が補助対象です。

イ 第三者評価

10	評価機関が私立専修学校(専門課程)の評価を行った実績とは、どの時点で判断するのですか。	交付申請以前に実績がある評価機関が対象となります。
----	---	---------------------------

11	評価の実績を証明する資料としてはどのような内容が必要ですか。	第三者評価を行う機関が作成した書類で以下の内容がわかるものの提出が必要です。具体的には事前にお問い合わせください。 ①第三者評価機関の概要(組織概要、評価体制のしくみ) ②過去の評価実績(評価時期、学校名)
12	補助対象となる経費はどのようなものですか。	第三者評価の主な補助対象経費は、第三者評価機関に対して支払う評価料(消費税込み)です。
13	第三者評価を行う場合、評価機関に対して支払う評価料以外にどのような経費が補助対象となりますか。	原則として、第三者評価機関が行う評価に直接必要な経費のみが補助対象です。 たとえば、第三者評価を受けるにあたっての資料作成経費等、各学校側の準備作業等にかかる経費は補助対象外です。
14	第三者評価について領収書は必要ですか。	領収書(写し)の提出が必要です。
15	第三者評価の成果物として何を提出すればよいですか。	第三者評価結果の報告書が必要です。ただし、内容としては、総合評価だけでなく、項目毎の評価状況がわかることが必要です。具体的には事前にお問い合わせください。
16	第三者評価報告書は返却されますか。	返却しません。

3 補助金の額の算定

17	法人が都内に専修学校(専門課程)を4校持っている場合、申請額の上限はいくらになりますか。	専修学校評価促進事業は、(2分野以下の学校の場合)1校あたりの補助申請額の上限は80万円ですので、4校で320万円となります。(なお、補助申請額とは、補助対象経費に1/2を乗じた後の額となります。)
18	法人種別による補助率の違いはありますか。	法人種別による補助率の違いはありません。
19	申請する学校が多数の場合、必ずしも1/2補助にならないのですか。	予算枠を超えてしまった場合は、1/2以下の補助率となる場合があります。

4 補助金の交付申請

20	学校単位での申請はできますか。	学校単位での申請はできません。設置者単位で申請してください。(補助対象は、都内に所在する私立専修学校の専門課程の設置者です。)
21	添付する「領収書」は請求書でも構いませんか。	請求書のみでは、支払いの事実が証明できません。必ず領収書を添付してください。

5 会計処理

22	東京都及び東京都私学財団から補助金を受けた場合、財務計算に関する書類(資金収支計算書及び内訳書)にどのように記載すればよいですか。	資金収支計算書及び内訳書の「補助金収入」欄に、東京都からの補助金収入は「東京都補助金収入」として記載し、東京都私学財団からの補助金収入は「東京都私学財団補助金収入」として記載してください。 (専修学校評価促進は、「東京都補助金収入」として記載し、教育環境整備費助成(教育設備・研究及び教育用図書等)、耐震化事業費助成は、「東京都私学財団補助金収入」として記載してください。)
----	---	--